

令和5年 4月28日

保護者 各位

岩手町立沼宮内中学校
校長 長島 香乃子

学校学生生徒旅客運賃割引証の発行について

平素より本校教育にご協力いただきありがとうございます。

さて、JR等の旅客鉄道会社では生徒が長距離の旅行をする場合に割引普通乗車券を発売しています。この割引普通乗車券の購入に際しては、学校において発行する学校学生生徒旅客運賃割引証（略して学割証）が必要となります。学割証は、旅行開始前のみ有効ですので、下記のとおり予め発行を受けてください。

記

1. 学割証の発行条件

(1) 使用要件

- ・ JR等各社の利用区間片道の営業キロが「100kmを超える区間」を乗車する場合
※割引率は「おとな普通運賃の2割引」となります。
- ・ 船舶、高速バスなどで利用できる場合があります。各会社にお問い合わせ下さい。

(2) 使用目的範囲

- ①学校が認めた特別活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- ②就職又は進学のための受験等
- ③学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- ④傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- ⑤保護者の旅行への随行（転学による移動の場合を含む）

2. 申請方法

申請にかかわる必要事項を事務職員に申し出ください。

※交付申請書の用紙を活用ください。（用紙が不足する場合には、事務または担任から交付申請書をもらってください）

【申請に関わる必要事項】

学年、組、氏名、年齢、生徒手帳番号、行先（利用区間）期間、必要枚数、使用目的

3. 注意事項

- ・ 必要事項に申請漏れがありますと発行できません。漏れないよう注意してください。
- ・ 利用にあたっては学割証裏面をよく読み、乗車券を購入してください。
- ・ 学割証は表記されている本人のみ有効です。
- ・ 乗車中や購入時に生徒手帳の呈示を求められる場合がありますので、携帯してください。
- ・ 学割証の有効期限は3ヶ月ですので早めに申請してください。
- ・ 学生・生徒に対する旅客運賃割引の制度は、修学に伴う保護者の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与する目的をもって、日本国有鉄道の負担において実施されているものであります。これを不正に使用したり、制度の趣旨に反して乱用したりすることのないようお願いいたします。